審議事項

勉強会：６月16日、７月14日

部　会：９月19日

○福祉のまちづくり条例ガイドライン（改訂案）

・宿泊施設の一般客室やエレベーターのかごの大きさ等の基準

・内部障がい者等全ての人への心のバリアフリーに関する記載の充実

・バリアフリー情報の提供に関する記載の充実

・既存建築物への対応

○バリアフリー情報の提供

・無人駅に関する情報提供の充実

・一般府民に対するピクトサインの啓発

○鉄道駅等のバリアフリー化

・乗換ルートの複数化の検討

・利用者数3,000人／日以上の駅における内方線の設置等の安全対策

○高齢者・障がい者等移動要配慮者の増加

○大阪を訪れる外国人観光客の急増

○障害者差別解消法の施行（平成28年４月）

○２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

○２０２５日本万国博覧会の大阪誘致

○百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産への推薦候補決定

○国の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正

○まちのバリアフリー情報の提供を開始（平成29年３月）

○バリアフリー法の基本方針に基づき、平成32年度までに利用者数3,000人/日以上の鉄道駅において、バリアフリー化の達成見込み

勉強会・部会で議論された事項

社会の動き

福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂

　　○国の建築設計標準の改正内容（配慮すべき事項）を追記

　　　・宿泊施設の一般客室における高齢者、障がい者等の円滑な利用への配慮

・既存建築物における改修ポイントの追記

　　　・車いす使用者用便房等の一層の機能分散

　　　・エレベーターのかごの大きさに関する配慮すべき事項の追記

　　○「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」等に関する追記

　　　・案内表示や敷地内通路等の色の選び方や表示の仕方の具体的事例の追記

　　　・ピクトサインの表記の追記

○バリアフリー情報の提供に関する記載の充実

○心のバリアフリーに関する具体的事例の追記

まちのバリアフリー情報の提供

　　○大阪府ホームページで提供している「構内図」、「バリアフリーマップ」等の充実

　　○無人駅への取組みについて、鉄道事業者へ要請

鉄道駅等のバリアフリー化の推進

　　○段差解消されていない駅のバリアフリー化

　　　・平成32年度までに利用者数3,000人／日以上の駅において、

原則として段差の解消により移動等円滑化を推進

○内方線の設置について、鉄道事業者へ要請

【今後、検討が考えられる事項】

　鉄道駅等のバリアフリー化の推進

○段差解消された駅のバリアフリールートの複数化

・出入口が複数ある旅客施設で段差解消経路が１ルートのみであること等に

より、高齢者・障がい者等が車両に乗降する際に、著しく長距離・長時間の

移動を余儀なくされる状況の改善

○乗換ルートの駅のバリアフリー化

・乗換えルートとは異なるルートのみが段差解消していること等により、

高齢者・障がい者等が乗換えをする際に、著しく長距離・長時間の移動を

余儀なくされる状況の改善

**福祉のまちづくりの推進**

資料１